

報道機関各位

箕輪町新型コロナウイルス感染症危機突破支援金の創設について

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多大な影響を受けた事業者に対し、「With コロナ」、「After コロナ」を見据え、その経済活動の支援を行う目的で、箕輪町新型コロナウイルス感染症危機突破支援金を創設しました。

対象者 町内で既に経済活動を行っている者、又は町内で経済活動を開始しようとする者で、各業界団体における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守し、中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号及び第6項に基づく認定(セーフティネット4号・5号・危機関連保証)を受けている者

対象業種 製造、小売業、飲食業、宿泊業、不動産業、生活関連サービス業（洗濯業、理容業、美容業、写真業）等、全業種を対象とする。

対象経費 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点及び今後のコロナ禍での経済活動を行ううえでの経費

※詳細は別添のとおりです。

応募期間 令和3年5月6日（木）から予算額終了まで

添付資料 有 無

**じゃらんnet**

「全国のおすすめ紅葉スポットランキング2020」
でもみじ湖が**全国1位**に
選ばれました！！

箕輪町 商工観光推進室 商工係
(室長) 小林 剛史 (担当) 丸山 敦
電話：0265-96-8300
FAX：0265-96-8301
E-mail：sangyou@town.minowa.lg.jp

【R3 新規】箕輪町新型コロナウイルス感染症危機突破支援金

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多大な影響を受けた事業者に対し、「With コロナ」、「After コロナ」を見据え、その経済活動の支援を行う目的で、箕輪町新型コロナウイルス感染症危機突破支援金を創設しました。

1 対象者

町内で既に経済活動を行っている者、又は町内で経済活動を開始しようとする者で、各業界団体における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守し、中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号及び第6項に基づく認定(セーフティネット4号・5号・危機関連保証)を受けている者を対象とする。

ただし、次に該当する者は除く。

- ① 箕輪町暴力団排除条例に規定する暴力団員
- ② 町税等を滞納している者

2 対象業種

製造、小売業、飲食業、宿泊業、不動産業、生活関連サービス業（洗濯業、理容業、美容業、写真業）等、全業種を対象。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定される業種は除く。

3 対象となる経費

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点及び今後のコロナ禍での経済活動を行ううえでの経費を下記事業枠のとおり支援する。

※令和3年4月1日以降に導入したものを対象とします。

※消耗品は対象としません。

※事業枠の併用による支援上限額は、「100万円」とする。

4 支援対象事業・金額

区分	対象経費等	支援率	限度額
「新しい生活様式」枠	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として示された「新しい生活様式」への転換にかかる「模様替え」、「改修」、「備品購入」に係る経費で、町内業者の施工及び納入されたものに支援を行う。 (例:アクリルパネル設置、パーティション設置、換気システム設置、空気清浄機購入など) ※令和2年度に同様の支援を受けた者は除く。 ※消耗品は除く。	1/2	5万円
「雇用対策」枠	町の産業を担う若い人材の雇用支援及び正規雇用化の促進を図るため、町内に居住する満25歳以下の若者を令和3年4月1日以降に正規雇用した事業主の方へ、補助金を交付します。 また、新規雇用を行う事業者に対し、就職情報誌等への求人募集費用及び広告物作成費用に関して支援を行う。 ※就職情報誌への掲載費用や求人企業パンフ作成など	定額及び上限設定	雇用若者1人につき 10万円 求人募集費用は10万円を上限

<p>「産業デジタル化」枠</p>	<p>デジタル機器等を利用して業務のデジタル化を推進することにより、業務の改善に取り組む事業で、「働き方改革」、「非接触型サービスの導入」、「生産性の向上に係る取組」のいずれかに該当する事業に関する費用を支援する。</p> <p>※テレワーク、ウェブ会議システム導入、キャッシュレス決済、タッチパネル注文システムの導入、生産性向上に資する情報システムの導入、在庫管理システムの導入などに係る「システム構築費」、「備品購入費」について支援</p>	<p>1 / 2</p>	<p>30万円</p>
<p>「業態転換」枠</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の流行により、大きく売上が落ち込んでいる町内中小飲食事業者が、新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」など、現在の業態から新たな業態へと転換を図る場合、経費の一部を支援する。</p> <p>※販売促進費や車両費、備品購入費などの経費を支援</p>	<p>1 / 2</p>	<p>50万円</p>
<p>「コロナに負けるな！みのわチャレンジ！」枠</p>	<p>コロナ禍において、町内で新たな取組みや町商工業活性化施策等を行おうとする3者以上が集うグループ、団体に対して、その活動経費の支援を行う。</p> <p>※対象経費:広告宣伝費、備品購入費、イベント開催費用、販路拡大費用等</p> <p>※この枠を活用する場合は、別で事業計画書の提出を求める。</p>	<p>1 / 2</p>	<p>50万円</p>

※各事業枠の併用による支援上限額は、「100万円」とする。

5 応募期間

令和3年5月6日（木）から予算額終了まで

問い合わせ先：箕輪町役場 商工観光推進室 商工係（産業支援センターみのわ内）
TEL 0265-96-8300 FAX 0265-96-8301

様式

箕輪町新型コロナウイルス感染症危機突破支援金 申込書 兼 請求書
(町税納付納入状況等調査同意書)

年 月 日

箕輪町長

申込者 住 所 _____
企 業 名 _____
代表者名 _____
電話番号 _____

箕輪町新型コロナウイルス感染症危機突破支援金について、下記のとおり申込み及び請求
します。

また、町税等の滞納状況の調査閲覧することについて同意します。

記

- 1 内 容 _____
及 び 支 援 枠 _____
(該当に) 「新しい生活様式」枠、「雇用対策」枠
「産業デジタル化」枠、「業態転換」枠
「コロナに負けるな！みのわチャレンジ！」枠
- 2 導 入 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 導 入 金 額 _____ 円
- 4 支 援 金 額 _____ 円(千円未満切捨て)
- 5 添 付 書 類 ① 導入した物品等の写真(雇用関係の場合は、雇用確認資料)
※「コロナに負けるな！みのわチャレンジ！」枠の場合は
事業計画書
② 領収書の写し
③ 通帳の見開きページの写し

6 振 込 先

振込先	金融機関	八十二銀行・アルプス中央信用金庫・上伊那農業協同組合 長野銀行・長野県信用組合・長野県労働金庫 _____ 支店(支所)
	(フリガナ) 口座名義	ゆうちょ銀行 記号 _____ 番号 _____ ()
	口座番号	普通 ・ 当座 _____
検 収 (※役場で記入します)		<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 滞納あり
		検収者 職氏名 _____ 印

